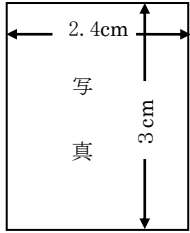


# 宅地建物取引士証 交付申請書

証 紙 欄

(消印してはならない)



下記により、宅地建物取引士証の交付を申請します。

年 月 日

山形県知事 殿

郵便番号 (      —      )

申請者 住 所

氏 名

申請の種類

- 1. 新規
- 2. 更新
- 3. 登録の移転

受付番号

\*

受付年月日

\*

申請時の登録番号

受講年月日

\*

住 所	電話番号 (      ) —	
(フリガナ) 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
業務に従事している宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称	
	免許証番号	国土交通大臣 (      ) 第      号 知事
新規の場合	試験の合格後1年を経過しているか否かの別	1年を経過して { いる / いない }
更新又は登録の移転の場合	現に有する宅地建物取引士証の有効期限	年 月 日

この者は、宅地建物取引業法第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項の規定による講習を修了したことを証します。

\* 年 月 日

講習実施者 印

確認欄

\*

備考

- ① 申請者は、\*印の欄には記入しないこと。
- ② 「申請の種類」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 「申請時の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の口に「1」を記入すること。

(記入例) 

0	6
---	---

 — 

0	0	0	1	0	0
---	---	---	---	---	---

 — 

--

 [山形県知事登録第100号の場合]

02	青森県知事	17	石川県知事	32	島根県知事	47	沖縄県知事
03	岩手県知事	18	福井県知事	33	岡山県知事	51	北海道知事(石狩)
04	宮城県知事	19	山梨県知事	34	広島県知事	52	北海道知事(渡島)
05	秋田県知事	20	長野県知事	35	山口県知事	53	北海道知事(檜山)
06	山形県知事	21	岐阜県知事	36	徳島県知事	54	北海道知事(後志)
07	福島県知事	22	静岡県知事	37	香川県知事	55	北海道知事(空知)
08	茨城県知事	23	愛知県知事	38	愛媛県知事	56	北海道知事(上川)
09	栃木県知事	24	三重県知事	39	高知県知事	57	北海道知事(留萌)
10	群馬県知事	25	滋賀県知事	40	福岡県知事	58	北海道知事(宗谷)
11	埼玉県知事	26	京都府知事	41	佐賀県知事	59	北海道知事(網走)
12	千葉県知事	27	大阪府知事	42	長崎県知事	60	北海道知事(胆振)
13	東京都知事	28	兵庫県知事	43	熊本県知事	61	北海道知事(日高)
14	神奈川県知事	29	奈良県知事	44	大分県知事	62	北海道知事(十勝)
15	新潟県知事	30	和歌山県知事	45	宮崎県知事	63	北海道知事(釧路)
16	富山県知事	31	鳥取県知事	46	鹿児島県知事	64	北海道知事(根室)

- ④ 「試験の合格後1年を経過しているか否かの別」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- ⑤ 登録の移転の申請と同時に宅地建物取引士証の交付の申請をする場合には、「申請時の登録番号」の欄は記入しないこと。